

第一章 総則

第一条 (名称)

本団体は、「国際政経研究会」と称し、略称を「国際政経」とする。

第二条 (目的)

本団体の目的は、学生に対し、人文・社会・自然科学全般に関する対話の場を提供することとする。

第三条 (本部)

本団体の本部は、東京都港区三田二丁目十五番地四五号慶應義塾大学三田キャンパス学生団体ルーム16号室に置く。

第四条 (運営の原則)

本団体の運営は、会員の自主性をもって、これを行うものとする。

第五条 (政治活動の禁止)

本団体は、政治活動を一切、これを排除するものとする。また、会員としての政治活動は、これを認めない。

第二章 会員

第六条 (会員の身分)

本団体は、正会員並びに準会員及び特別会員で構成するものとし、これらを会員と称する。正会員並びに準会員及び特別会員は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 正会員：慶應義塾大学（以下、本塾大学と称する）学部生とする。
- 二 準会員：本塾大学の大学院生、通信教育課程在學生、別科・日本語教育研修課程学生、特別短期留学生を準会員とする。
- 三 特別会員：塾員とする。

第七条 (正会員及び準会員の資格保有条件)

本団体の正会員及び準会員は、次の各号のすべてに該当しなければならない。また、条件を満たした者が入会を希望した場合、それを拒むことは、これを認めない。

- 一 所定の入会手続を行うこと。入会手続とは、本団体に、入会届を提出し、当該の会計年度分の会費を納入することとする。
- 二 前会計年度にて会員だった場合、所定の更新手続を行うこと。更新手続とは、本団体に、当該の会計年度の継続届を提出し、当該の会計年度分の会費を納入することとする。ただし、当該の会計年度頭から三箇月以内に卒業が見込まれる場合、当該の会計年度の継続届と会費を免除する。

第八条 (正会員及び準会員の資格失効条件)

本団体の正会員及び準会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を失効するものとする。

- 一 所定の退会手続を行うこと。退会手続とは、本団体に、退会届を提出することとする。
- 二 本塾大学学部生または大学院生、通信教育課程在學生、別科・日本語教育研修課程學生、特別短期留學生としての学籍を、卒業等により失効すること。
- 三 第一章第四条に反した状態になること。
- 四 第四章第一四条に反した状態になり、参加意思がないことを総会にて出席会員の四分之三が認めること。

第九条 (特別会員の資格保有条件)

本団体の特別会員は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 本団体の正会員としての資格を保有した過去があり、その資格の失効事由が第八条二号に由来すること。
- 二 総会にて出席会員の過半数が認めること。

第三章 会長

第一〇条 (会長)

本団体は、本団体の指導および監督を目的として、会長を一名置き、本塾大学専任教員をもって、これを充当するものとする。

第四章 組織

第一一条 (総会の定義)

本団体は、最高機関として、総会を置く。

第一二条 (総会の参加資格)

総会は、原則として、全正会員並びに全準会員及び会長により、構成されるものとする。

第一三条 (総会の開催)

総会は、各学期にて一回、計年二回、必ず開催されなくてはならず、これを定期総会と称する。また、会長の要請、正会員及び準会員の過半数の要請または常務委員会の要請に応じて、臨時の総会を開催することができる。

第一四条 (総会参加義務)

正会員及び準会員は、常務委員に通知することなく総会を欠席してはならない。ただし、常務委員会の二分の一以上が認めた場合を除く。

第一五条（総会開催周知義務）

常務委員会は、総会の開催を二週間前までに正会員及び準会員に通達しなくてはならない。ただし、会長の要請による臨時的総会の場合を除く。その場合も、常務委員会は開催を正会員及び準会員に通達するよう努めなければならない。

第一六条（常務委員会の定義）

本団体は、本団体の運営機関として、また、総会に対し、連帯して責任を負う機関として、常務委員会を置く。

第一七条（常務委員会の参加資格）

常務委員会は、原則として、四名の常務委員の他、三田及び日吉以外の正会員及び準会員が一人でも在籍するキャンパスの代表により、構成されるものとする。但し、総会が承認する限りにおいて、若干名増減員することは、これを認める。

第一八条（常務委員の定義）

常務委員とは、次の各号に該当するものとする。

- 一 委員長（三田代表）：学生責任者として本団体を代表するものとする。
- 二 副委員長（日吉代表）：日吉地区における責任者とする。同地区における活動全般について、これを主宰し、責任を負わなければならない。
- 三 会計：本団体の会計責任者とする。
- 四 会計監査：本団体の会計を監督する者とする。

第一九条（常務委員の責任）

各常務委員は、それぞれ次の各号にある責任を負うものとする。

- 一 委員長は三田地区における活動全般について、これを主宰し、その地位に基づく善良な管理者の注意をもって、執行する職務に対し責任を負わなければならない。
- 二 副委員長は日吉地区における活動全般について、これを主宰し、その地位に基づく善良な管理者の注意をもって、執行する職務に対し責任を負わなければならない。
- 三 会計は、本団体の収支を滞りなく、公正かつ適切な管理について、その地位に基づく善良な管理者の注意をもって、執行する職務に対し責任を負わなければならない
- 四 会計監査は、本会の収支管理の監査について、その地位に基づく善良な管理者の注意をもって、執行する職務に対し責任を負わなければならない。

第二〇条（常務委員の選出要件）

常務委員は、総会にて出席会員の過半数の賛成に基づく議決により、選出されるものとする。

第二一条（常務委員の資格失効条件）

常務委員は、総会にて出席会員の二分の一以上の賛成に基づく議決により、この資格を喪失するものとする。

第二二条（常務委員の任期）

常務委員の任期は、一月一日から十二月三十一日までの一箇年とする。ただし、次の各号に該当する場合、その状態が解消されるまで前任者が引き続き職務を負うこととする。

- 一 常務委員の資格が喪失した総会にて、新たな常務委員が選出されなかった場合
- 二 委員長が日吉地区に所属する場合

第二三条（常務委員会の意思決定）

常務委員会は、その構成員の四分の三以上の同意に基づく議決により、意思決定をするものとする。ただし、その割合は別に定めがある場合を除く。

第五章 会計

第二四条（会計年度）

本団体の会計年度は、一月一日から十二月三十一日までの一箇年とする。

第二五条（会費）

本団体の会費は、常務委員会が、会計年度ごとに決定するものとし、これを年会費と称する。

第二六条（収支報告義務）

常務委員会は、本団体の収支を、毎回の定期総会にて、報告する義務を負う。

第六章 同窓会

第二七条（同窓会）

本団体は、同窓会を置き、これを慶和会と称する。

第七章 補足

第二八条（危機管理体制）

本団体での活動中、事故等不測の事態が生じた場合、会員は当該事態に対し、適切に対処するとともに、会長および大学に、可及的速やかに連絡する義務を負う。但し、ここでいう活動には、通常活動および懇親会等の会員の活動全般を包括するものとする。

第二九条（会則の改正）

本団体規約の改正は、総会の議決において、出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

令和五年二月十二日 改正